

ルドルフ・フォン・グナイストの憲法講義

——「グナイスト氏談話」を読む——

堅 田 剛

一 「グナイスト氏談話」の発見

吉野作造が『西哲夢物語』所収の「グナイスト氏談話」を発見したのは、大正十（一九二一）年のことである。『西哲夢物語』は、明治憲法の制定作業が実質的に終了した明治二十（一八八七）年秋に、民権派の手によって流布した秘密出版物であり、その第一部が「グナイスト氏談話」であった。吉野は「グナイスト氏談話」の正体を、明治十五年に伊藤博文が渡独した際、ベルリン大学のグナイストから受けた個人授業の筆記録であると推測した。この推測は、吉野が『西哲夢物語』を『明治文化全集』憲政篇に収録した時点でも維持されていた。ところが、吉野は亡くなる数か月前になって、「グナイスト氏談話」は伊藤博文ではなく、伏見宮貞愛に対してなされた憲法講義の筆記録であることに気づき、自説を撤回した。

およそ以上のことは、これまでも折に触れて論じてきた。⁽¹⁾ 本稿では、「グナイスト氏談話」そのものに立ち

入って、ルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gneist, 1816-95) の憲法思想と、その明治憲法への影響について考えてみたい。

まずは「グナイスト氏談話」が、グナイストによる憲法講義の筆記録であることの確認から始める。妙なことをいうようだが、「グナイスト氏談話」という標題は『明治文学全集』に収録するに当たって編者が付したものであって、⁽²⁾『西哲夢物語』中の該当文書にそうした標題がみられるわけではない。ややこしいことに、『西哲夢物語』の表紙を開くと、最初に「西哲夢物語」とあって、当該文書が続くのだが、これが出版物全体の標題なのか、それとも第一部「グナイスト氏談話」のみに対応する標題なのかが明確でない。さらに、「王国」なる表記で始まる第二部の「普魯西憲法」についても、「原規」で始まる第三部の「日本憲法原規」についても、『西哲夢物語』に所収の文書にはそれぞれ謎が付きままとっている。

そもそも、「グナイスト氏談話」に、グナイストの名前はただの一度も現れない。ただし、『西哲夢物語』を開くと冒頭にモッセの名前が登場する。すなわち、「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上、自分實際上ヨリ大体ノ事ヲ可申」という一文である。⁽³⁾吉野作造が古書店で『西哲夢物語』を発見したとき、「モッセ」がお雇いドイツ人のアルベルト・モッセ (Albert Mosse 1846-1925) であることはあたりに理解したはずだから、「自分」なる人物がモッセの指導教授であったグナイストを意味することも容易に推測できた。モッセに学問的詳細を説明させたうえで、実際のな概論を講じる「自分」とは、その内容が憲法論である以上、モッセより格上のグナイスト以外には見えないからである。⁽⁴⁾だとすれば、『西哲夢物語』の第一部は、ベルリンでおこなわれた憲法講義筆記録の日本語訳であろうと推定できることになる。

では、ベルリンでグナイストとモッセの師弟から憲法講義を受けた日本人とは、一体誰なのか。吉野作造は、そ

これは伊藤博文であると直感した。伊藤は、憲法取調のため明治十五(一八八二)年から翌年にかけてヨーロッパに滞在し、ベルリンではグナイストとモッセからドイツ憲法学の個人授業を受けた。「グナイスト氏談話」がそのときの講義筆記録であるとすれば、それは存在しないとされてきたから、これを覆す大発見ということになる。加えて伊藤訪欧の詳細も、のちに吉野自身の研究によって少しずつ明らかになった。「西哲夢物語」に遭遇した当時の吉野は、「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」の三種の文書から、明治憲法制定の一連の経緯を推測したに留まった。すなわち、それは、グナイストからドイツ憲法学の「大体」を聴き、モッセからプロイセン憲法の「巨細」を聴いた伊藤博文が、実際にプロイセン憲法に倣って「日本憲法」を起草したという推測である。

このことは、おそらく、『西哲夢物語』を秘密出版した民権派のねらいにも合致している。事件の首謀者が旧自由党の星亨であったことはほぼ確実だが、肝心の三文書の出所についてはいまだ不明である。しかし『西哲夢物語』の出版が、プロイセン流の「日本憲法原規」の暴露を目的としたことは疑いない。解党を余儀なくされた旧自由党の一部が、伊藤博文による憲法制定作業に打撃を与えるべく、秘密に包まれた憲法草案を暴露するというのが、秘密出版の直接の目的であったろう。

吉野作造による明治憲法制定史の研究は、煎じ詰めれば『西哲夢物語』の謎解きにほかならなかった。大正十三(一九二四)年に宮武外骨や尾佐竹猛らと設立した明治文化研究会も、吉野作造からすれば、憲政史研究の一環であったとすることができる。明治文化研究会の最大の業績は、『明治文化全集』全二十四巻の刊行であるが、吉野はその第四巻憲政篇に『西哲夢物語』を収録した。昭和三(一九二八)年のことである。

『西哲夢物語』の収録に際して、吉野作造は校訂と解説を弟子の今中次麿に委せた。すでに述べたように、『明治文化全集』所収の『西哲夢物語』には、三つの文書のそれぞれに「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法

原規」という標題が付いているが、これは今中によるものである。今中はこのほかにも、「グナイスト氏談話」に内容目次を付けたり、その本文中に「校者曰」として注を加えたりしている。原本には誤植や脱落があり、また改行なしに活字が詰め込まれていることもあるので、校訂によって読みやすくなったことは確かである。だがその反面、いかにも秘密出版物らしい得体の知れなさは減殺されている。

さて、「グナイスト氏談話」の正体である。これに関して、今中次磨は『明治文化全集』版『西哲夢物語』の解題の中で、以下のように三つの説を挙げている。

一、明治十五年、伊藤公一行が憲法取調のために渡欧した砌、グナイスト、モツセ及シユタインについて、講義を聞いたと云ふ事実。

二、小松宮彰仁親王が、十九年渡欧の際シユタイン及グナイストについて講義を聞かれ、随行員がこれを筆記した事実。

三、明治二十二年金子子爵が、わが新憲法に対する欧米諸名士の意見を徴するために出かけられた際、グナイストに面会するために、特に宮内大臣土方久元の紹介状を持参されたと云ふことと。^(ママ)「グナイスト物語筆記」の原本も亦、土方伯が独逸より持ち帰つたと云ふ説のあることによつて、土方伯が筆記したのではないかと云ふ想像⁽⁵⁾。

今中次磨は、この三点の各々について検討している。まず第一説に関してだが、今中は、「グナイスト氏談話」の各回に付された時日と伊藤博文の滞独期間が大体一致するとして、聴講者が伊藤本人であることの余地を残して

はいる。しかしながら、本文中に「伊藤参議にも諮つたことだが云々」の記述がみられることを指摘して、伊藤が直接聴いた講義の筆記録ではないと断言している。

次いで第二説については、小松宮が聴講した講義の筆記録は、「グナイスト講義筆記」および「シユタイン講義筆記」(須多因氏講義筆記)として確認できるが、このうちの「グナイスト講義筆記」は、内容からして、『西哲夢物語』所収の「グナイスト氏談話」ではないという。

そして第三説についてであるが、今中はこれを「最も有力な説」とする。すなわち、「グナイスト氏談話」の原本は「グナイスト物語筆記」であって、両文書の筆記者は土方久元だとするのである。これが最有力説である根拠として、渡辺修次郎と伊藤仁太郎の記憶を挙げている。とくに伊藤仁太郎の「記憶」は、たしかに「有力」な根拠となりうる。今中がここで述べているわけではないけれども、伊藤仁太郎は『西哲夢物語』秘密出版事件の当事者であり、明治文化研究会の会合に招かれて実際に当時の記憶を語っているからである。⁽⁶⁾

今中次麿はさらに第三説に関して、以下のように述べる。

土方久元伯であるとすると、明治十八年八月九日、伏見宮貞愛親王の随行人として、渡欧して居る。帰朝は翌十九年八月三十日であるから、丁度時日はよいのであるが、土方伯が渡欧間もなく十一月からグナイストの通訳が出来たかどうかと、甚疑問である。で土方伯が持ち帰つたものとしても、他の誰かが筆記して彼にことづけたものかと考へられるのである。⁽⁷⁾

なるほど、「グナイスト氏談話」に付された日付を信頼するならば、その聴講者が伏見宮であることは疑いな

い。けれども、グナイストはドイツ語で講義したのだから、そこには通訳が介在しており、したがって筆記者は土方ではない、とするのである。だがこれは妙な論理である。「グナイスト氏談話」は日本語で書かれているのだが、そもそも通訳者と筆記者が同一人物である必要はない。ドイツ語の通訳者が日本語で筆記したともいえるが、誰かが口頭で通訳した日本語を、そのまま筆記した「他の誰か」がいたとしても、なんら不思議ではない。つまり、今中の先の文章は土方筆記説を否定するものではないのだ。いかに個人授業とはいえ、伏見宮のような皇族の場合、通訳のほかに複数の陪席者がいたはずであり、この陪席者が筆記もせずに同席していただけなどは、とうてい考えられないからである。

しかし、だからといって、「グナイスト氏談話」の聴講者が伏見宮であり、筆記者が土方であったと断定できるとはかぎらない。例の日付問題が伏見宮貞愛聴講説に有利なことは認めざるをえないとしても、問題を通訳者や陪席者の存在とその特定にまで上げるならば、小松宮彰仁聴講説はともかく、なお伊藤博文聴講説を完全には排除できないからである。

このあたりから、今中の論理はさらに揺らいでいる。先の引用に続く彼の記述は意味不明なところもあり、要約して説明したほうがわかりやすいだろう。すなわち、今中は、伊藤聴講説を否定したうえで、「而して譬へ伊藤公が直接聞いたものではなくとも」と、菌切れの悪いことを語っている。「グナイスト氏談話」が伊藤が聴いた講義の筆記録ではないにしても、グナイストの講義が伊藤に与えた影響はなおも大きい、といった趣旨らしい。

ここには、吉野作造に対する今中次麿の、ある種の配慮が垣間見える。というのも、吉野は依然として伊藤聴講説を抱き続けていたからである。吉野と今中は大学での師弟関係に留まらず、明治文化研究会においては『明治文化全集』憲政篇の編集者と校訂者の関係にあった。したがって『西哲夢物語』の収録に関しても、基本的には資料

的見解を共有していたはずである。にも拘わらず、「グナイスト氏談話」について、今中は伏見宮聴講説を示唆し、吉野は伊藤聴講説に固執したのであった。

吉野作造が自説を撤回したのは、昭和八（一九三三）年の一月初頭、亡くなる二か月ほど前のことである。資料的な不利を承知のうえで、彼が伊藤博文聴講説にこだわったのは、それなりの理由があったからだ。その一つは、おそらく筆記者問題である。グナイストの講義を伊藤博文が聴いたにしても、伏見宮貞愛が聴いたにしても、そこにはドイツ語の堪能な通訳者のほかに、通訳された日本語の筆記者がいたはずである。しかもその筆記者は単なる書記役ではなく、これを半ば公的な文書として纏め上げるだけの、憲法学的素養をもった人物でなければならぬ。吉野からすれば、この問題に目処が立たないかぎり安易に伏見宮聴講説に与するわけにはいかなかっただろう。

もう一つは、理由というよりは吉野作造の直感であった。吉野は古書店で『西哲夢物語』を発見したとき、これを構成する三つの文書、つまり「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」から、ある「物語」を構想した。すなわち、日本の大官が、ドイツのグナイストから憲法講義を聴き、プロイセン憲法に倣って、日本憲法を起草した、という物語である。だとすれば、その日本の大官とは伊藤博文その人でなければならぬ。伊藤こそ明治憲法の起草責任者であったからだ。しかも吉野のこの直感は、そもそも『西哲夢物語』を秘密出版した民権派の直感でもあった。民権派は、明治二十（一八八七）年時点でほぼ完成していた憲法起草作業を暴露すべく、つまり直接には伊藤博文に打撃を与えるべく、憲法草案を含んだ『西哲夢物語』を出版したのであった。

吉野作造は、この直感にもとづいて、明治憲法制定史の研究を開始した。明治文化研究会も『明治文化全集』も、すべては吉野による『西哲夢物語』の発見から始まっているし、その最初の手がかりは、その第一部「グナイ

スト氏談話」にあった。

二 「グナイスト氏談話」の聴講者について

『西哲夢物語』所収「グナイスト氏談話」の聴講者は、はたして伊藤博文と伏見宮貞愛のいずれであったのか。『明治文化全集』に収録の時点において、校訂者の今中次磨はすでに伏見宮説に傾いていたが、編集者の吉野作造は伊藤説におも固執していた。以下ではこの点はしばらく保留して、「グナイスト氏談話」の内容に立ち入ってみたい。聴講者を決定する手がかりが、この筆記録の内部に見出せるかもしれないからだ。

それに先立って、講義をおこなったルドルフ・フォン・グナイストについて略歴を紹介しておく。彼は著名な公法学者であるが、本稿ではできるだけ明治文化研究会の視点に立って考察してみたいこともあり、吉野作造自身によるグナイスト紹介を引用しておく。

グナイスト(ルドルフ・フォン)は生粹の伯林児。一八一六年に生れ一八九五年に死んだ。スタインよりたゞ一つ年下だのに、伊藤がひとり後者の高齢を云々するは(この事後に出る)グナイストの方は年に似合はず元気で若々しかつたからであらう。グナイストは元来サヴィニーの門人で羅馬法の専門家だ。私講師となり(一八三八)員外教授となり(一八四四)更に正教授に進んだのも(一八五八)この専門を看板にしてだ。所が一八五十年代から急に政治に興味を感じ従来兼職のやうにやつてゐた裁判官をやめて普国下院に入り又後には帝國議会にも進出して共に華々しい活動をつづけた、且つこの頃から研究の興味も公法方面に転じ、英国の憲法

と行政法並に憲法史に就いては数部の古典的声価をうたはるる著述をのこしてゐる。遠く日本にまでは鳴りひびいて居ないにしても歐洲に於て当時第一流の令名を博し居れることは怪しむに足らない。⁽⁸⁾

右に引用したのは、吉野作造の論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」からの一節である。人名辞典の無味乾燥な記述とは異なり、吉野の肉声が伝わってくる文章である。ちなみに、この論文は吉野の絶筆となった。このことについては、のちにあらためて言及する。

グナイストの略歴については、吉野による紹介でほぼ充分であろう。グナイストは私法学から公法学に転じた。このこと自体は、ドイツ歴史法学の必然的な結果とすることができる。詳細は避けるが、サヴィニーの歴史法学は国家の欠落した時代に先行的に登場した。三月革命を契機に統一国家の構築が現実的課題となるのに応じて、歴史法学そのものが公法学に向かったのは当然の流れであった。

「グナイスト氏談話」に戻りたい。まず、その概要を示しておく。以下は、『明治文化全集』における該当部分の目次であるが、校訂者の今中次磨が作成したものである。『西哲夢物語』にもともと付されていたのは、講義の回数と日付のみであるので、今中が付け加えた内容表記は【】で括ったうえで列挙する。

第一回 十月二十五日 【外交・兵制・経済ハ決シテ議員ノ吻ヲ入レサセヌコト】

第二回 【国民利害ノ差等ガ議會困難ノ原因ナルコト】

第三回 十一月八日 【普国ノ邑制ノコト】

第四回 十一月十四日 【郡制ノコト】

- 第五回 十一月二十二日 【日本ハ仏国ノ県ヲ取ルベキコト】
第六回 十一月廿九日 【諸省並参事院ハ仏・独ニヨルベキコト】
第七回 十二月六日 【参事院ノコト】
第八回 十二月十三日 【上院ノコト】
談話第九回 十二月廿日 【下院ノコト】
第十回 十二月二十三日 【自治政治ノ必要ナルコト】
第十一回 十二月二十七日 【憲法會議ノコト】
第十二回 一月十日 【性情ノ私ヲ制スルニハ宗教ニヨルノ外道ナキコト】
第十三回 一月廿四日 【独逸ノ邑制最モ日本ニ適スベキコト】
第十四回 一月三十一日 【普国王家ノ事蹟】
第十五回 二月七日 【帝王ハ貧民ノ酋長タルベキコト】
第十六回 二月十四日 【国ヲ立ツルノ基礎ハ王ト大臣トニアルコト】
第十七回 二月二十日 【内閣責任ノコトハ法律ニ規定セヌコト】
第十八回 三月十四日 【党派論】
第十九回 三月廿一日 【日本ハ普国憲法ヲ取捨シテ作ルコト】
第二十回 三月三十日 【同上続キ】

【西哲夢物語】所収の「グナイスト氏談話」は、講義回数や日付の表記に統一性がない。しかし、これが談話原

本の表記に従ったものなのか、それとも校正作業の不徹底によるものなのかは、原本と照合しなにかぎりわからな
い。しかも、その原本が何であったのかさえ、当時は不明であった。これに対して、『明治文化全集』版の「グナ
イスト氏談話」のほうは、目次だけを見ても、講義回数にせよ相応に整えられている。それは偏えに、今中次磨の
校訂の成果である。しかしながら、今中の校訂が、『西哲夢物語』が本来もっていた秘密出版物らしさを減殺して
しまったことも事実である。

このことは、全集版『西哲夢物語』の全体にわたって指摘できるが、とくに「グナイスト氏談話」の本文につい
て著しい。すなわち、①一回の講義ごとにほとんど改行もなく詰め込まれた文章に対して、多くの改行を施してい
る。②適宜、句読点や濁点を加えられている。③西洋人の名前部分に、傍線を引いている。④漢文的表現に、返り
点を付している。⑤特定の語句に対して、本文中に「校者曰」として校訂者の解釈ないしは解説を加えている。⑥
断りなく文字を訂正している個所が散見される、等々である。

たとえば、第一回講義の冒頭にある、「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分實際上ヨリ大体ノ事ヲ可申」の文
章は、『明治文化全集』では、「モッセ(校者曰、Mosse)ハ学問上ヨリ巨細ニ可申上、自分ハ實際上ヨリ大体ノ
事ヲ可申。」とされている。⁽⁹⁾

今中による校訂がもつぱら読者の読みやすさに配慮しての善意の作業であることは理解できるけれども、結果と
して、秘密出版物に特有の正体不明の胡散臭さのようなものが減じてしまったことは否定できない。

そもそも、吉野作造の明治憲法研究は、『西哲夢物語』の発見から始まった。その一頁目の冒頭には、「モッセ」
とある。吉野は、これがアルベルト・モッセのことであると気づいた。だとすれば「自分」とはモッセの上司で
あったルドルフ・フォン・グナイストにほかならず、しかも内容は憲法の概論であるから、それは訪独時に伊藤博

文に対しておこなわれた個人講義の筆記録である可能性が浮上する。およそこうした推測によって、吉野は憲法制定史の研究を開始したのであったが、このような謎解きの愉しみに対して、今中の校訂はのっけから種明かしをしてしまうのである。それで、「グナイスト氏談話」の謎が解明され尽くしたのならともかく、実際には必ずしもそうではない。今中の校訂は、ある種の改竄なのである。

つい厳しい言い方になってしまったが、その反面、読みやすさという点では、『西哲夢物語』原本よりは『明治文化全集』版のほうが格段に優っている。今中が作成した各回講義についての概要（先の引用では【】を付けて紹介した）も、「グナイスト氏談話」の内容を一覧するためには便宜なことも確かである。厳密な意味での『西哲夢物語』原本はわずかに数点しか現存していない模様であり、その復刻版も七十部が刊行されただけであるから、差し当たっては『明治文化全集』版に依拠せざるをえない、という実状もある。

さて、前提となる記述に手間取ってしまった。以下では『明治文化全集』版を基本とし、必要に応じて復刻版を参照しながら、「グナイスト氏談話」を読んでみる。ただし、主たる目的はその聴講者の解明にあるので、単なる内容紹介とはしない。

「グナイスト氏談話」は、全部で二十回にわたる憲法講義である。その日付は十月二十五日に始まり、翌年三月三十日に終わっている。何年のものかは、記載がないのでわからない。とはいえ、日本における憲法制定や国会開設の予定について何度か言及されている点からすれば、明治十五（一八八二）年以後ということになり、モッセが来日する前のことであるはずだから、明治十八年以前ということになる。すなわち、その聴講者は、明治十四年十月の政変から十九年六月のモッセ来日までのあいだに、ドイツに滞在した日本の大官に限定される。要するに、参議の伊藤博文か皇族の伏見宮貞愛の兩人のうちのいずれかに絞られる。

伊藤博文は、「憲法取調」のため、明治十五年三月から翌年八月までヨーロッパに出張した。その詳しい日程を明らかにしたのは、吉野作造の絶筆論文となった「スタイン、グナイストと伊藤博文」である。吉野はこの論文において、伊藤の憲法取調の実態につき次のように総括している。

斯う考へると伊藤は仏に学ばず英に学ばず白を顧みることなく物見遊山に寸陰を吝んで滞欧正味一ケ年の大半を伯林と維納とに過ごしたことが明白である。私の推計によると維納でスタインに師事せるは仏国旅行を除き凡そ二ヶ月、また伯林でグナイストの門を叩いたのは夏休前を約二ヶ月とし夏休後を三ヶ月強とする(冬休みを除外する)、双方通計七ヶ月だ。その間わき目もふらずスタイン、グナイスト一点張りで攻究調査をす、めたところに異色がある。⁽¹⁰⁾

文中の「スタイン」とは、ウィーン大学のローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) のことである。伊藤博文は明治十五年の夏にウィーンを訪れ、シュタインからも憲法学の個人講義を受けた。吉野の論文は、伊藤の憲法取調が実質的には「スタイン、グナイスト一点張り」であって、フランスやイギリスやベルギーなど他のヨーロッパ諸国ではなく、もっぱらドイツ流の憲法学に学んだことを日程的にも確認した。グナイストとシュタインを比べると、時期もグナイストのほうが早く、期間もグナイストのほうが長く、伊藤への影響からしても両者に格別の差が認められないにも拘わらず、吉野の表記は「スタイン、グナイスト」というようにシュタインを先行させている。気になる点ではある。

それはともかく、伊藤博文がグナイストの講義を聴いたのは、五月二十七日から七月二十九日までの約二か月、

および十一月上旬から翌年二月上旬までの約三か月の期間内のことである。むろん、講義が毎日おこなわれたわけではなく、その間にクリスマス休暇などもあったはずだが、それでも合計二十回の受講は十分に可能である。しかしながら、それは「グナイスト氏談話」に明記されている十月二十五日から三月三十日までの講義とは合致しない。第一回講義の十月二十五日には、まだウィーンでのシュタイン講義が終わっていないかつ、第二十回講義の三月三十日には、伊藤はドイツを離れてイギリスに滞在していたからである。以上の詳しい日程は、吉野作造自身が見事に示している。

さらに決定的なことに、「グナイスト氏談話」には一個所のみではあるが「伊藤参議」の名前が出てくる。郡制に関する第四回講義において、「又伊藤参議ニ述ベタルコトアリ。郡長ハ皆悉ク富裕者タルコトヲ得ザレバ、郡長ニ与ウルニ幾分カノ田地ヲ以テスルコトヲ得ズヤト云フコトナリ」という個所である。この文章は、伊藤博文への講義を踏まえて、そののちに伊藤とは異なる誰かに同様の講義をおこなったことを示唆している。すなわち、「グナイスト氏談話」そのものは、伊藤博文に対する講義の筆記録ではないことを意味するのである。

このように、「グナイスト氏講義」を読むかぎり、日程的にみても「伊藤参議」の記述からみても、それが伊藤博文が聴いた講義の筆記録ではないことを示している。伊藤聴講説は、ほぼ完全に否定されたようにみえる。では、伏見宮聴講説については、どうだろうか。

伏見宮貞愛は、もともと伏見宮家出身の皇族であるが、明治四(一八七二)年に親王宣下されて二品親王となり、あらためて伏見宮家を相続した。その後は、一貫して陸軍畑を歩んだ軍人である。伏見宮は陸軍歩兵中佐であった明治十八年の八月にヨーロッパに出張し、翌年八月に帰国している。この際、土方久元が随行したことは、すでに今中次麿が指摘している。すなわち、日程からすれば、十月二十五日から三月三十日までのあいだに、伏見

宮がグナイストの講義を聴くことは可能であった。とはいえ、仮に伏見宮がグナイストを聴講したとして、それは通訳者と筆記者が同席していたはずだから、この点が解明されないかぎり、伏見宮聴講説も必ずしも確定的なものではない。

ところが、ここに大森鐘一なる人物が浮上することによって、事態は一変する。これに気づいたのも、最晩年の吉野作造であった。吉野の「スタイン、グナイストと伊藤博文」によれば、大森の日記には、「傍ら伏見宮に随従して博士『グナイスト』氏並『モッセ』等に就きて憲法及行政法の講義を陪聴し」とある。⁽¹²⁾これは決定的な証言とせねばならないだろう。伏見宮がグナイストのみならずモッセからも講義を聴き、そこには土方久元の他に大森鐘一が陪席していたことになるからだ。大森は法制官僚として、伏見宮と同時期にヨーロッパに派遣されていた。しかもその出張は自治制度の取調を目的としていたのだから、大森ならば、伏見宮はもとより宮廷官僚の土方よりもグナイストやモッセの講義を正確に理解できたにちがいない。

こうして、「グナイスト氏談話」の聴講者は、伊藤博文ではなく伏見宮貞愛であったことは、確実だということになりそうである。大森鐘一の関係文書中には「モッセ氏講義」も含まれているので、⁽¹³⁾「グナイスト氏談話」の筆記者も大森と推定することが可能だろう。しかしなご疑念は残る。大森の経歴からみて彼はフランス語には堪能であったようだが、ドイツ語については、このときのドイツ滞在中に学んだと述べている。とうてい通訳なしに講義内容を筆記できたとは思えない。大森の日記には、伏見宮の随員として土方久元(他に「寺崎遜(土方伯通訳)」なる表記がある。この寺崎が通訳者だったのだろうか。⁽¹⁴⁾伏見宮聴講説、つまり大森鐘一筆記説も、通訳者が確認できない以上、万全なものではないのである。

三 再び「グナイスト氏談話」の聴講者について

吉野作造は、『西哲夢物語』の発見から『明治文化全集』の刊行を経て最晩年にいたるまで、「グナイスト氏談話」の聴講者が伊藤博文であると推定し続けていた。とはいえ、吉野のこの一貫した推定には確たる根拠があるわけではなく、それはむしろ、多分に願望に近いものであった。『西哲夢物語』が「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」の三つの文書から成ることは繰り返し指摘してきたが、仮に「グナイスト氏談話」が伊藤博文への憲法講義であるとすれば、『西哲夢物語』は、参議の伊藤がドイツの碩学から憲法の奥義を伝授され、その成果として、伊藤はプロイセン憲法を下敷きに日本憲法を起草したという、明治憲法制定の基軸的な物語が成立することになる。

この物語は、あるいは『西哲夢物語』の秘密出版を敢行した星亨ら民権派が描いていたものかもしれないし、そもそも伊藤博文自身が意図した筋書きであったのかもしれない。⁽¹⁵⁾ そのことはともかく、少なくとも吉野作造にあっては、そうした一連の物語の学問的説明こそが、明治憲法制定史研究の目的であった。そのためには、「グナイスト氏談話」の聴講者は伊藤博文でなければならない。それが吉野作造の推定、もしくは願望であった。

吉野作造の一貫した態度に比べて、弟子の今中次磨の立場は揺れ動いている。すでに紹介したように、『明治文化全集』憲政篇に『西哲夢物語』を収録するに際して、今中は校訂作業をおこなない、さらに解題を書いた。その「西哲夢物語解題」において、今中は「グナイスト氏談話」の聴講者につき、すでに伊藤博文聴講説に疑念を呈して、むしろ伏見宮聴講説を示唆していた。ところが、『明治文化全集』刊行直後に、今中はこの立場を明らかに後

退させているのである。

『明治文化全集』憲政篇は、昭和三(一九二八)年七月に刊行された。同全集には月報『明治文化』が添付されていたが、その第十六号(昭和四年三月)に、今中は『グナイスト氏談話』の筆者について」と題する小文を寄せている。時期からしても標題からしても、当然ながら聴講者問題もしくは筆者問題の進展を期待させるものなのだが、意外にも、今中はここで伊藤博文聴講説を再確認しているのである。今中の結論は、「これによつて見れば、『グナイスト氏談話』が、青木公使の通訳により伊東巳代治伯の筆記されたものではないかと思はれるのである」というものである。¹⁶⁾すなわち、聴講者は伊藤博文で、これに青木周蔵と伊東巳代治が同席した、ということだ。

今中の小論には、結論が先にあつて無理矢理に根拠を求めているところがある。彼が依拠するのは、伊藤博文の娘婿となつた末松謙澄による「伊藤公の欧洲に於ける憲法取調顛末」である。この論文によつて、伊藤博文が明治十五年から翌年にかけてヨーロッパに滞在した折りの日程が明らかになつた。末松によれば、伊藤がグナイストの講義を聴いた時期は、夏休みの前後に分かれている。今中はここに着目して、十月に始まる「グナイスト氏談話」は「休暇以後の講義」のみを筆記したこと、さらに翌年の三月には伊藤はベルリンを出立していたのだが、これについても「講義は必ずしも伊藤公の出席の下に行はれたのではない」とまで強弁するのである。¹⁷⁾

今中はすでに「西哲夢物語解題」において、「グナイスト氏講義」の日付との矛盾や、「伊藤参議二述ベタルコトアリ」といった記述に気づいているのだから、にも拘わらず伊藤博文聴講説に戻るためには、より強固な根拠を示さなければならぬはずだが、そうしたことは『グナイスト氏談話』の筆者について「では一切提示されていない。

今中次磨のこの不可解な立場変更は、吉野作造に対する遠慮としか考えられない。吉野にあっては、それほどに伊藤博文聴講説への思い入れが強かったことだろう。吉野は「西哲夢物語解題」を読んで、自説との違いを今中に指摘した。今中はこれを受け、月報に「グナリスト氏談話」の筆者について」を書いて、吉野説を再確認した。これも想像ではあるけれども、およそそういうことなのだろう。今中の奇妙な修正で浮かび上がるのは、吉野における自説への執着である。

伏見宮貞愛聴講説に比べて、伊藤博文聴講説は分が悪い。吉野作造は後者に固執するが、これとて吉野の願望や直感によるところが大きい。しかしながら、「グナリスト氏談話」を読んでも、これが伏見宮に対する講義であったと断じるのを躊躇せざるをえない点もある。問題はいくつかあるが、できるだけ整理して提示してみたい。

第一に、伏見宮が憲法講義を聴く必要性に関わる問題がある。軍人皇族である伏見宮に、二十回にもわたってグナリストの講義を聴く必要があつたとは思えない。しかも、グナリストの講義はモッセの講義と並行しておこなわれたのであつて、両講義とも高度に専門的なものであつた。伊藤博文の憲法取調以来、日本側にはシュタイン詣でやグナリスト詣でと称すべき表敬訪問の流行が生じ、政界や学界のみならず官界や軍部にいたるまで、貴顕紳士は挙つてシュタインやグナリストのもとを訪れた。だがそのほとんどは文字どおりの表敬訪問にすぎず、組織的な修学とはいえない。伏見宮に格別の使命感があつたのならともかく、そうでなければ本格的な講義を受ける必要はなかつただろう。

第二に、質問者は誰かという問題である。「グナリスト氏談話」を読むかぎり、聴講者はおそらくグナリスト講義の聞き役に徹している。ただ明示的には一個所だけ、質疑内容が記録されている。それは十二月二十七日におこなわれた第十一回講義においてであり、その日は今中の表記にしたがえば、「憲法会議ノコト」が論じられた。だ

がその内容は、むしろ憲法改正の手續についてであり、これに関して質疑応答がなされた。少し詳しく紹介する。グナイストによれば、いかに完全な憲法でも改正の必要が生じる。その際、特別の憲法会議を設ける方法と、既存の議院での通常の法律改正手續による方法とがあるが、君主の憲法制定権を保持するためにも、議院における通常の改正手續のほうがいい、とするのがグナイストの立場であつた。立憲君主制を前提とした、議會懐柔論である。質問はこれに対しておこなわれた。

問 議院ハ憲法ニ依テ成立テ有ル者ナレバ、其憲法ノ改正ハ之ヲ議院トシテ發議スルノ權アリト云フコトヲ得ザルベシ。今日本ニ於テ欽定憲法ヲ定メ国会ヲ開クトキハ、政府下付ノ議案ヲ議スルニ先ダツテ、先ヅ幾多ノ憲法論ヲ提出シ、殆ンド底止スル所ヲ知ラザルニ至ルベシ。其弊恐ルベシト為ス。寧ロ右ノ改正ヲ發議スルノ權ヲ制スルコトヲ得シカ。

要するに、憲法改正について議院側からの發議権を認めない趣旨の質問である。グナイストは、それは人民の反動を起こしかねないし、政府が憲法の基本的部分を握っているかぎり、心配にはおよばないと答えている。人民の「反動」とは、革命のことであろう。革命を避けるためには、議會に相当程度の権限を認めたくえで、政府が議會を適切に操縦すべし、との見解である。けれども、質問者はこれに納得せず、さらに質問を重ねる。

問 憲法改正ノ發議ハ一時停止シテ、以テ開會ノ始メニ方テ輕躁吻ヲ容ルノ弊ヲ防グコトヲ得ベキ乎。例ヘバ一任期間若ハ五年十年ノ間停止スルノ類ナリ。

質問者はグナイストの答えに満足せず、政府に対する議会の無責任な介入を阻止するために、議会の憲法改正発議権を一定期間停止すべきだとする。再びグナイストが答える。発議権は議院側のみならず政府側にもある。いかに弁舌たくみな議員がいようと、大臣には「主務ノ書記官」つまり政府委員たる官僚が付くのだから心配することはない、というのである。グナイストの議院対策論は、きわめて現実的である。

ここで質問と回答の可否を論じるつもりはない。それよりも、こうした質問が軍人皇族の伏見宮に可能であったのかを問いたい。いやそれ以上に、そもそも憲法も国会も存在しないこの時期に、これだけの質問をした日本人が一体誰だったのかを問いたいのである。

そもそも憲法の基本的性質にも関わるのだが、先の質疑の内容は法律論というよりは政治論である。というよりも、露骨な議会对策論である。憲法を制定して国会を開設すれば、議会は民権派の議員によって占められる。その場合、できたばかりの憲法について早くも議院側から改正要求が出たらどうするか、という趣旨の質問なのである。こうした質問は、皇族はもとより官僚からも出るはずがなく、政治家の発想にはかならない。しかもこの政治家は、政府の中核にいて憲法起草に関与し、憲法制定後の議会の状況まで予見しうる人物ということにならないか。それは伏見宮貞愛ではなく、伊藤博文ということになる。そしてこの推測は、次の問題によっても裏づけられる。

すなわち、第三に、日本憲法起草の指針は誰に対してのものかという問題である。「グナイスト氏談話」全二十回のうち、最後の二回分は、憲法起草の実践的指針に当てられている。グナイストは三月二十一日付の第十九回講義の冒頭で、次のように論じている。

日本ニ於テ他日憲法制定有ルベキニ付キ、参考ノ為メ憲法ノ事ヲ談ズベシ。独逸ノ憲法ハ聯邦故ニ日本ニハ適セズ。故ニ普国ノ憲法ヲ取捨スベシ。第一憲法ヲ立ルトキハ、帝王勅令ヲ以テ人民ノ幸福ノ為メ、国ヲ強ク為ス為メ、好意ヲ以テ憲法ヲ布クト云事ヲ記載スベシ。⁽²⁰⁾

グナイストは、日本の憲法が欽定憲法として制定されることを前提にして、その模範的実例としてドイツ帝国憲法、というよりはプロイセン王国憲法を提示する。どちらもプロイセン的ドイツの憲法であるにはちがいないものの、前者は連邦国家の憲法であるから日本には適さない、とするのである。こうしてグナイストは、プロイセン王国憲法を持ち出し、全百十六条にわたって、文字どおり逐条的に、日本国憲法素案を指南する。

グナイストの憲法指南は、きわめて実践的なものであり、プロイセン憲法を下敷きに、適当な「取捨」をおこなえば、明日にでも日本憲法が完成するといった類いのものであった。ここにいうプロイセン憲法とは、三月革命後に改正された一八五〇年憲法であるが、その第一編は国家の領土に関する規定であり、第一条は領土の範囲を、第二条は領土の変更を定めている。たとえばこの二個条について、グナイストは次のように述べている。

第一款、日本モ此通ニテ可然。

第二款、日本ニテハ英国ノ通り、国境変更スル事ハ王権ニ帰シ、議院ニ不懸方可然。仍テ可削。⁽²¹⁾

グナイストの二回にわたる最終講義は、こうして「此通ニテ可然」または「仍テ可削」といった表現の繰り返しとして各条ごとに進んでいく。理由づけのようなものもあるが、それもごく簡単なものに留まり、ただひたすらに

次の款(条)へと進んでいくのである。

そのすべてを紹介するわけにはいかないが、明治憲法との関連で問題になりそうな君主関連規定については紹介しておいたほうがいいかもしれない。プロイセン憲法では、第三編に国王の地位や権限についての規定がみられる。これに対応するグナイストの言及は、三月三十日の第二十回講義、つまり最終日の冒頭でなされた。以下では、参照のために先ずプロイセン憲法の関連条文を掲げ、そのあとに「グナイスト氏談話」の該当款を付け加える。君主規定のすべてではない。

第四十三条 国王の一身は、不可侵である。

第四十四条 国王の大臣は責任を負う。国王の統治行為のすべてが有効になるためには、それによって責任を負う大臣の副署が必要である。

第四十五条 国王にのみ執行権は帰属する。国王は大臣を任免する。国王は法律の公布を命じ、その執行のために必要な命令を発する。

第四十六条 国王は軍の最高指揮権をとる。

第四十七条 国王は、法律が別段の定めを命じていない限り、軍並びに国務の他の部門におけるすべての官職を任命する。⁽²²⁾

第四十三款ハ、此通ニテ可然。

第四十四、四十五、四十六、四十七款亦同断也。⁽²³⁾

要するに、プロイセン国王の地位および権限は、「国王」の文字を「天皇」に書き変える手間だけで、ただちに天皇条項に応用できるということである。ここでも、その当否は問わない。

さて、「グナイスト氏談話」に記録された、グナイストの最後の言葉はこうである。「日本ノ憲法ハ普ノ半分弱ノ歎ニテ事足ルベシ。如此ニテモ開化ノ国ト云フ可キ也」⁽²⁴⁾。全百十六条のプロイセン憲法に適当な「取捨」選択を加えて、五十条か六十条程度の日本憲法を即席に作っても、それでも日本は「開化ノ国」つまり文明国として認められるであろう、というのがグナイスト講義の結論であった。聴講者がこれに納得したのか、それとも侮辱と感じたのか、それはわからない。

それよりも、その聴講者とは誰であったのか。「グナイスト氏談話」に記録された第十八回講義まではドイツ憲法講義であるから、その聴講者が伊藤博文であっても伏見宮貞愛であっても、あるいは他の誰かであっても、特段の違和感なしに読むことができる。しかしながら、第十九回と第二十回の講義は、日本憲法起草するに際しての実践的な指針である。それは、実務的な憲法起草者には必要であっても、一般的な留学生には不必要なものである。講義をするグナイストの立場からしても、憲法の一般論ならともかく、他国の憲法起草に直接に関わるようなことからは、そうした具体的な使命を帯びた聴講者にしか指南する必要があるはずである。

「グナイスト氏談話」を読んでみえてくるのは、二十回にもおよび長期の憲法講義を真摯に聴講し、ときに高度に政治的な質問を投げかけ、さらに帰国後には日本憲法起草に携わることになる人物の姿である。それは軍人皇族の伏見宮貞愛ではありえず、吉野作造の当初の直感どおり、政治家伊藤博文その人ではなかっただろうか。

四 伊藤博文と大森鐘一

「グナイスト氏講義」の正体をめぐる混迷を打開したのは、これまた吉野作造本人であった。昭和八(一九三三)年一月十日に、今中次麿は吉野作造から葉書を受け取ったのだが、吉野はそこにこう記している。「西哲夢物語ニ就キ多少ノ理由モアリテ去年秋頃カラ伊藤博文ノ聴イタモノト推定シ人ニモ語り書キモシタノデシタガ昨日偶然ノコトカラアレハ明治十八年伏見宮貞愛親王ガ随員土方伯ト共ニ聴聞サレタモノノ筆記タルコト明白ニナリマシタ今度ハ間違アリマセン為念御報告シテオキマス」⁽²⁵⁾。

葉書の文面には「西哲夢物語」とあるが、これは明らかに「グナイスト氏談話」を意味している。すなわち、「グナイスト氏談話」につき、吉野作造は伊藤聴講説を採っていたけれども、新年早々に伏見宮聴講説が正しいことに気づき、従来の推定を撤回するという趣旨の葉書なのである。宛先が今中次麿になっているのは、今中が『西哲夢物語』の解題者であったことだけでなく、彼が伊藤聴講説にうすうす疑問をもっていたことを、吉野自身も気にかけていたからであろう。『明治文化全集』はすでに刊行されていたけれども、吉野がなんらかの機会に自説の修正を公表しようと考えていたことは疑いない。

それにしても、なにか慌ただしい葉書である。実は吉野は体調不良のため、一月九日からの入院を予定していた。前日の八日には、若き憲法研究者の鈴木安蔵と初めての面談をおこなった。今中は当時九州に住んでいたので、彼への葉書は、おそらく鈴木との面談に先だつて投函したものである。吉野は予定どおりに入院し、三月十八日に急逝した。彼自身が死期を覚っていたわけではないにしても、結果として自説撤回の葉書が絶筆となった。⁽²⁶⁾

ところで、吉野作造が伏見宮貞愛聴講に傾いた「偶然ノコト」とはなにか。それは論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」の執筆である。吉野は年末から年始にかけて、この論文を執筆していた。標題からして、これは明治十五（一八八二）年の伊藤博文による憲法取調、とりわけシュタインとグナイストの憲法講義を主題にした論文である。ここでは「グナイスト氏談話」の聴講者が伊藤であることは、吉野において当然の前提であったにちがいない。

ところが、論を書き進めて終わり近くの「貴顕高官の両師訪問」の項目におよんだところで、吉野作造は伏見宮貞愛親王との関連で「グナイスト氏談話」の正体を唐突に明かすことになる。

後に出る黒田清隆の『環游日記』下篇の附録のスタイン博士講述筆記の末尾に伏見宮聴講グナイスト講義の断片が載つて居る。その筆記を見るにスタイン氏の説と互に相発明するに足るものありとて、宗教・地方自治・参事院の三ヶ条を抜粋したのだ。所がこれをよく読んでみるとかの西哲夢物語と同じものであることが明瞭にわかる。宗教の条はその第二回目の、地方自治の部は第三回目から参事院は第七回目から抜き書で、文句まで全然同一である。して見ると伏見宮のお聴聞になつた講義の全貌は多年謎とされてきた西哲夢物語、従つてまたその原本と認められるグナイスト氏談話に依つて窺うことが出来るわけだ。⁽²⁷⁾

「グナイスト氏談話」は伊藤ではなく伏見宮が聴講したものと断定しているのだが、その根拠は黒田清隆の『環游日記』附録との照合という間接的なものである。伏見宮が確実にグナイストから講義を受けたという傍証がないかぎり、必ずしも完璧な論証とはいえない。吉野もそのことは承知しており、傍証として池田宏編著の『大森

鐘一』を提示している。ここには、伏見宮に随行した大森鐘一の日記が含まれていた。この書物については、すでに今中次磨も指摘していた。大森の日記によれば、明治十八(一八八五)年に伏見宮が渡欧するにともない、土方久元らとともに随行を命じられた。その一節に、「又傍ら伏見宮に随従して博士『グナリスト』氏並『モッセ』氏等に就きて憲法及行政法の講義を陪聴し」とある。⁽²⁸⁾吉野はこの一文を発見することによって、伏見宮が実際にグナリストとモッセの師弟から憲法講義を受けたことを確認したのである。

こうして、吉野作造は、『西哲夢物語』中の「グナリスト氏講義」部分が、伏見宮が聴いた講義の筆記録であると断定した。このことに気づいたのは、「スタイン、グナリストと伊藤博文」を執筆中にグナリスト詣でも称すべき事象について文献に当たっていたときだと思われる。伊藤訪欧後のことであるが、日本から政治家や華族や官僚などがグナリストやシュタインのもとを訪れた。その多くは表敬訪問にすぎなかったけれども、なかには彼らから講義を受ける者もいた。吉野の論文の主題は、伊藤の憲法調査とグナリストおよびシュタインとの関係であったはずだが、吉野は論文の終わり近くでグナリスト詣でやシュタイン詣でに言及している。その過程で伏見宮関係の資料に到達したものと思われる。

たしかに、大森鐘一の日記には、伏見宮がグナリストとモッセの二人から同時期に個人講義を聴講したことが明記されている。しかもこうした受講形態は、伊藤博文の場合を除けば、伏見宮貞愛の場合しか確認できない。そのうえ、その内容は「グナリスト氏談話」と同一である。吉野はここにいたって、ようやく伊藤聴講説を撤回し、伏見宮聴講説を採用した。

吉野作造は、「スタイン、グナリストと伊藤博文」の最後に「グナリスト、スタインの教説を知るべき文献」の節を設けている。その冒頭で『西哲夢物語』を挙げて、これにつき次のように述べている。「これは伏見宮の聴講

された筆記である。「中略」但しこれが伏見宮家のものだとは従来誰も気がつかなかつた。私自身も最近までこれを伊藤のものだろうと語り且つ書きもしてゐた。正誤の意味で特につよく此処にこの事をこわつておく⁽²⁹⁾。この文章が今中次磨宛の葉書に対応していることは、あらためて指摘するまでもない。吉野は原稿を仕上げ、ただちに今中に葉書を認めた。学者として、きわめて潔い態度である。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、『改造』誌の昭和八(一九三三)年二月号に掲載された。そして吉野作造は、翌三月に亡くなつた。吉野による明治憲法制定史の研究は、『西哲夢物語』の発見に始まり、その第一節をなす「グナイスト氏談話」の聴講者突き止めることで終わった。したがつて、論文と葉書に記された、伊藤博文聴講説から伏見宮貞愛聴講説への転換は、吉野の遺言として読むことができる。意図した結果ではないとはいえ、吉野の研究は先の遺言をもつて一旦停止したのである。

以上、吉野作造が生前に利用しえた文献に限定しながら、「グナイスト氏談話」の聴講者について考察を進めてきた。吉野が自説を転換する際の資料的な根拠となつたのは、池田宏編著の『大森鐘一』である。『西哲夢物語』の冒頭の文言にもあつたように、「グナイスト氏談話」の聴講者を確定するためには、その人物がグナイストのみならずモッセからも同時期に講義を聴いていることを証明する必要がある。このことが伏見宮聴講説の弱点であつたところ、大森鐘一の日記によつてそれが証明されたということである。

いまだ広く知られてはいないものの、今日では吉野作造の時代に比べれば大森鐘一関連の資料も整いつつある。たとえばその一つに小林孝雄の研究があり、それは『大森鐘一と山県有朋』と題して公刊されている。大森は山県の命で、地方自治制度の調査のためにドイツに派遣されたのであつた。すでに触れたように、明治十八年、大森は

伏見宮に随行してドイツの地を踏んだ。伏見宮がグナリストとモッセの講義を聴くに際して、大森が陪席したこと
は彼自身の日記によって明らかである。だがこれに関して、小林はまことに興味深いことを述べている。

首都パリを経て、一〇月九日にベルリンに着いた。これより、かつて伊藤博文の憲法調査団一行が親しく憲
法・行政法の教えを受けたベルリン大学教授グナリストとその弟子アルベルト・モッセの講義を受けることにな
った。ときには伏見宮の講筵に陪席することもあったが、大森自身が単独でグナリストとモッセから講義を受
けることが多かった。⁽³⁰⁾

要するに、「グナリスト氏談話」は伏見宮貞愛が親しく聴講したというよりも、実質的には大森鐘一が単独で聴
いた講義だったということだ。伏見宮貞愛聴講説の最大の難点は、はたして軍人皇族の伏見宮に高度な憲法講義を
聴く必然性があったかということだから、その実態が大森鐘一による聴講であったとすれば、大部分の疑問が氷解
することになる。ただし、小林の論証は資料的に不十分なこともあり、このことの検証は別途求められる。

さて、大森鐘一が遺した文書類は、昭和四十年代になって遺族から提供され、東京大学の近代立法過程研究会に
よって翻刻されている。その多くは地方自治に関するものであるが、「グナリスト氏談話」の謎解きに関係しそ
うなものとして、以下の四点がある。

「外遊日記」(明治十八年八月九日～明治二十年四月三十日)

「モッセ氏講義」全四十二回(明治十八年十月二十一日～明治十九年二月十日)

「博士グナイスト氏講義」全二十回(明治十八年十月二十五日～明治十九年三月三十日)

「シユルツエンスタイン氏講義」全二十一回(明治十九年三月一日～七月十四日)⁽³¹⁾

「外遊日記」によれば、大森鐘一の「外遊」は地方自治制度調査のための本格的な留学であって、伏見宮貞愛の遊学とはまったく異なっていたことが明瞭である。たとえばグナイスト講義の第一回と第二回については、「宮御旅館にグナイスト参る」「グナイスト氏宮の爲めに憲法を講ず」との記載があるが、その後の講義に伏見宮が臨席した気配はない。どうやら伏見宮は皇族外交に勤しむあまり、講義の聴講そのものは大森に委ねたようなのである。とはいえ、大森もドイツ語はできなかったから通訳を棚橋某に託し、通訳されたグナイスト講義を筆記して「博士グナイスト講義」を作成した。「モツセ氏講義」に関しても、同様にして大森が筆記した。「シユルツエンスタイン氏講義」は、ベルリン地方裁判所判事のマックス・シユルツエンシュタインから大森が独自に聴講したものであり、これについては伏見宮の遊学とは無関係である。

さて、大森文書中の「博士グナイスト氏講義」と『西哲夢物語』所収の「グナイスト氏談話」を照合してみると、大部分は一致するのだが、看過できない新たな問題も生じてくる。近代立法過程研究会に参加していた坂井雄吉によれば、「第一回から第十七回に至る講義については、ほとんど些細な字句上の差異が見られるのみである〔中略〕のに対して、第十八回以降については、かなり大幅な差異が見出される」という。⁽³²⁾このこともあって、同研究会は「博士グナイスト氏談話」については、第十八回から第二十回講義分のみを抜粋して翻刻し、これと「グナイスト氏談話」の該当部分を対照させながら紹介している。

しかしながら、これを「大幅な差異」とみるかどうかは、大森による講義筆記録の原稿から清書へといたるどの

段階でそれが漏洩し、結果として「グナイスト氏談話」が秘密出版されたかという根本的な問題に関わるであろうから、今のところは判断を保留せざるをえない。

あらためて大森鐘一の「外遊日記」を踏まえるならば、講義の日付や実態からしても、「博士グナイスト氏講義」が「グナイスト氏談話」の原本であることは間違いないように思える。この意味では、伊藤博文聴講説は誤りであった。だが伏見宮貞愛聴講説も、別の意味で誤っていたとせねばならない。なぜなら、グナイストの講義を聴講したのは、伏見宮ではなく大森鐘一であったからだ。十一月一日の日記には、「グナイスト氏宮の爲めに憲法を講ず。陪聴筆記に従事す」とあるが、大森は単なる陪聴者でも筆者でもなかったということである。

ところで、明治十五年に伊藤博文が聴講したグナイスト講義と、明治十八年に大森鐘一が聴講したそれとは、内容において実質的な相違があっただろうか。多忙なグナイストが同じ日本人を相手にした個人講義のために別個の準備をしたとは考えられない。むしろ、伊藤のために用意した講義ノートを大森の場合にも使い回したと考えるほうが自然ではないだろうか。むしろこれは推測にすぎない。けれども、「グナイスト氏談話」の最後の二回が日本憲法起草の具体的指針であったことを想起するとき、これは直接には立法者伊藤に向けたものであって、官僚大森には必要なかったとの疑念は、なおも払拭することができない。

大森鐘一は、山県有朋の部下であった。山県が内務大臣になったとき、大森はその秘書官を務め、地方自治制度の立案に当たっている。山県も直接に憲法の立法者とはならなかったが、帰国した大森からグナイストとモッセの講義について詳細な報告を受けたはずである。いうならば、伊藤博文が聴いた幻のグナイスト講義と大森鐘一が聴いた「グナイスト氏談話」は対応関係にあり、伊藤と山県とは同等の憲法的知識を持つことになった。「グナイス

ト氏談話」が民権派に漏れるに際しては、あるいは伊藤と山県の微妙な共犯関係が伏在していたのかもしれない。すでに指摘したように、「グナイスト氏談話」には、「伊藤参議二述ベタルコトアリ」の文言が認められる。これは「グナイスト氏談話」が伊藤博文の聴いた講義でないことの証拠とされ、ここから伏見宮ならぬ大森鐘一聴講説が実証されたのであった。それはそのとおりであるのだが、翻ってみるならば、その文言こそが、大森が聴いた講義の向こう側に、ほぼ同内容の、というよりも直接に憲法起草者伊藤に語られた、グナイスト憲法講義の存在をかえって浮上させることになる。「グナイスト氏談話」の聴講者が大森鐘一であるということをもつてしても、実質的な伊藤博文聴講説と、伊東巳代治による筆記録の存在を完全に覆すことはできないのである。

注

- (1) 堅田『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、二五三頁以下(第八章「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」)。同『明治文化研究会と明治憲法——宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造——』御茶の水書房、二〇〇八年、六三頁以下(第三章「西哲夢物語」事件と明治文化研究会)
- (2) 『西哲夢物語』、『明治文化全集』第四卷(憲政篇)所収、日本評論社、一九二八年、四三二頁参照(目次)。
- (3) 同書、四三二頁。
- (4) ただし、秘密出版物としての『西哲夢物語』の読者、というよりは出版者からすれば、「自分」とは、モッセに先立つて来日していた先輩格のロエスラー(Hermann Roeder, 1834-94)のことだと思われたかもしれない。すなわち、ロエスラーがモッセとともにプロイセン憲法の講義をおこない、プロイセン憲法に倣って日本憲法を起草したと読むほうが、物語としては一貫することになる。
- (5) 今中次磨「西哲夢物語解題」、『明治文化全集』第四卷(憲政篇)、日本評論社、一九二八年、二二頁。
- (6) 明治文化研究会の同人であった木村毅は、小説という形式においてではあるが、「伊藤仁太郎」の実名を用いて、彼の一派が、伊藤博文が箱根の旅館に持参した書類を秘密裡に書き写すことにより、『西哲夢物語』を作成したとしている。木村

「鹿鳴館の夜風」、同『忘れられた明治史』1、明治文献、一九七三年、一一頁以下所収。ところが、木村は同書の序ににおいては、これとまったく異なったことを次のように書いている(四〇五頁)。

「伊藤は、神奈川県金沢町沖の無人の孤島夏島に、新たに別荘を設け、そこに憲法草案の実際の執筆者三人を缶詰めにして、全く外界から遮断するほど厳重な警戒体制をとって執筆をすすめていたのに、何者かがこっそりとその草案を盗みだし、秘密出版に付した者があつた。くり返して云うがそれが『西哲夢物語』なのだ。」

木村のこの記述は不正確で、盗難事件が起きたのは近くの料亭旅館東屋である。この点は措くとしても、実際にはこの窃盗事件に伊藤仁太郎が関わっていた可能性がある。明治文化研究会の記録をみても、伊藤仁太郎の「記憶」は真相をすべて明かしているわけではない。

(7) 今中「西哲夢物語解題」二二頁。

(8) 吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」、『吉野作造選集』第十一卷、岩波書店、一九九五年、三四八頁。

(9) 『西哲夢物語』復刻版(宮田豊発行)、一九七一年、一頁。『西哲夢物語』明治文化全集版、四三二頁。なお復刻版では「大体ノ事テ可申」とあるが、国会図書館所蔵の原本では「大体ノ事ヲ可申」とある。これは復刻版の誤りであろう。

(10) 吉野「スタイン、グナイストと伊藤博文」三四六頁。

(11) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四三七～四三八頁。復刻版、一三頁参照。

(12) 池田宏編『大森鐘一』再版、一九三一年、一〇八頁。吉野「スタイン、グナイストと伊藤博文」三五九頁。伏見宮と大森の渡欧は本来は別のものだが、大森はベルリンまで同行を命じられ、グナイストとモッセの講義を一緒に聴くことになった。

(13) 「モッセ氏講義——大森鐘一関係文書——」『国家学会雑誌』第八四卷七・八号、九・一〇号、一一・一二号、一九七二～七三年。

(14) 憲法や行政法に関する講義の通訳としては、ドイツ公使の青木周蔵が最適任であったはずであり、土方も明治十八年十月初めのベルリン到着直後に青木の斡旋があつた旨を記している。だが青木は明治十八年の九月に帰国を命じられ、十二月には外務大輔として日本での勤務を開始しているので、講義の通訳を引き受ける時間的余裕はなかつたはずである。この点につき、『大森鐘一』一〇八頁、二四四～二四六頁。「青木周蔵略年譜」、『青木周蔵自伝』平凡社東洋文庫、一九七〇年、三六〇頁参照。なお、寺崎遜にはアーネスト・サトウの翻訳がある。

- (15) 明治文化研究会の木村毅につき、前注(6)参照。また、木村と親交のあった作家の松本清張は、憲法草案は伊藤博文が意図的に旧自由党の星亨一派に漏らしたとする。松本清張「夏島」、同『初期文庫化作品集』第三卷、双葉文庫、二〇〇六年、一六六―一六七頁参照。ただし、木村にしても松本にしても、漏洩文書が『西哲夢物語』全体なのか、つまり「グナイスト氏談話」をも含むのか、それとも「日本憲法原規」にのみ限定されるのかは曖昧である。
- (16) 今中「グナイスト氏談話」の筆者について「明治文化」複製版、第一六号、一九二九年、一二三頁。
- (17) 同論文、一一三頁、一一四頁。末松謙澄「伊藤公の歐洲に於ける憲法取調顛末」『国家学会雜誌』第二六卷一二号、一九二二年、一三〇頁参照。
- (18) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四五五頁。『西哲夢物語』復刻版、五〇―五一頁参照。
- (19) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四五六頁。『西哲夢物語』復刻版、五一―五二頁参照。
- (20) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四七三頁。『西哲夢物語』復刻版、八八頁参照。
- (21) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四七三頁。『西哲夢物語』復刻版、八八頁参照。
- (22) プロイセン憲法条文の日本語訳につき、高田敏・初宿正典編『ドイツ憲法集』第五版、信山社、二〇〇七年、六五―六六頁参照。
- (23) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四七五頁。『西哲夢物語』復刻版、九二頁参照。
- (24) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四七七頁。『西哲夢物語』復刻版、九六頁参照。
- (25) 今中「恩師のこと——吉野先生の絶筆——」『九州日報』一九三三年五月五日付(今中次磨先生追悼記念事業会編『今中次磨——生涯と回想——』法律文化社、一九八二年、三五頁)。同『西哲夢物語』解題、『明治文化全集』新版(第二版)、第一卷(憲政篇)、日本評論社、一九五五年、二一―二二頁参照。『明治文化全集』は、戦後になって編成をあらためて刊行され、憲政篇は第四巻から第一巻となった。当該解題は旧版と同じく今中によるが、内容は大きく書き改められた。
- (26) 堅田「吉野作造と鈴木安蔵——五つの『絶筆』をめぐる——」『吉野作造研究』第五号、二〇〇八年、一頁以下参照。
- (27) 吉野「スタイン、グナイストと伊藤博文」三五九―三六〇頁。
- (28) 池田「大森鐘一」一〇八頁。吉野、前掲論文、三五九頁参照。
- (29) 吉野、前掲論文、三六二―三六三頁。

- (30) 小林孝雄「大森鐘一と山県有朋——自由民権対策と地方自治観の研究——」出版文化社、一九八九年、四〇頁。
- (31) 「『近代立法過程研究会』収集文書目録」No.8(東京大学近代立法過程研究会、昭和四四年八月調、手書き、青焼き)には、「外遊日記」は含まれていない。なお、三つの講義の回数や日付の誤りを、後掲の『国家学会雑誌』にもとづいて修正した。
- (32) 「大森鐘一関係文書(7)」(外遊日記)、『国家学会雑誌』第八五卷五・六号、一九七二年、一四五頁。
- (33) 「大森鐘一関係文書(1)」(坂井雄吉による「まえがき」)、『国家学会雑誌』第八四卷五・六号、一九七一年、一一〇頁。